年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1	今回の	あっ	ナム	楽	の概要	歹

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 11 件

国民年金関係 6件

厚生年金関係 5件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 17件

国民年金関係 10件

厚生年金関係 7件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和35年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年6月から同年9月まで

② 昭和60年4月から61年3月まで

私は昭和59年6月21日に勤務していた会社を退職し、A市からB市に転居した際に、会社を辞めた日付で国民年金の加入手続を済ませたと思う。私は60年5月に入籍しているが、それ以前の59年8月頃から夫と生活を始めており、夫の勤務の都合で転居を繰り返したが、保険料は納付したはずである。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該手帳記 号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和61年11月頃に払い出 されたと推認され、その時点からすると申立期間②は保険料を遡って納 付することが可能な期間である上、申立人は当該払出時点から納付可能 な申立期間直前の59年10月から60年3月までの保険料を過年度納付 している。

また、申立期間②は 12 か月と短期間であり、申立期間②の保険料を納付できなかったとする特段の事情も見当たらない。

2 申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された と推認される昭和61年11月の時点からすると、申立期間①は時効によ り保険料を納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの 氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払 い出された形跡も見当たらない。

また、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 42 年 1 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 21 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年3月から43年3月まで

私が20歳になった昭和41年*月頃A区に住んでおり、区役所から年金手帳が郵送されてきて国民年金保険料の納付を始めた。

申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は20歳になった昭和41年*月頃A区に住んでおり、区役所から年金手帳が郵送されてきて国民年金保険料の納付を始めたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から44年3月頃に払い出されたと推認され、このことからすると、申立期間のうち42年1月から43年3月までは遡って保険料を納付できる期間である。

また、申立人は、申立期間を除いて国民年金保険料を全て納付していることから、保険料納付意識は高かったものと考えられる上、昭和43年度の保険料を遡って納付していることから、上述のとおり当時納付可能であった42年1月から43年3月までの保険料を納付していたとしても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和41年3月から同年12月までの期間については、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された44年3月頃の時点では、時効により保険料を納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資

料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、 昭和42年1月から43年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認 められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 10 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料について は免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが 必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 大正5年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月から40年3月まで

申立期間の国民年金保険料は申請免除されていたはずである。国民年金手帳に申請免除の判が押されており、申立期間が未加入となっていることに納得できない。

(注)申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を 求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の国民年金保険料は申請免除されていたはずであるとしているところ、申立人に係る国民年金手帳には申立期間のうち、昭和36年4月から39年3月までの期間については「申免」の判が押されており、同年4月から40年3月までの期間については「免除を承認した」旨の判が押されている上、国民年金手帳記号番号が申立人と連番で払い出されているその妻のオンライン記録では、申立期間は申請免除期間となっている。

また、申立人の国民年金被保険者資格は、昭和36年10月に喪失した記録となっているが、申立人が被保険者資格を喪失する理由は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 49 年 10 月から同年 12 月までの国民 年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記 録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 25 年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 3 月から 49 年 12 月まで

私は、60歳になった時に年金事務所から被保険者記録照会回答票が 郵送され、未納期間があることを知った。私は、両親や友人に国民年金 の加入を勧められ、自らA市役所(現在は、B市)で国民年金の加入手 続を行い、会社に定期的に来たC信用金庫D支店の行員に国民年金保険 料の納付を依頼した。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和 49 年 10 月から同年 12 月までの期間について、申立人は、両親や友人に国民年金の加入を勧められ、A市役所で国民年金の加入手続を行い、会社に来たC信用金庫の行員に国民年金保険料の納付を依頼したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から 52 年 1 月頃に払い出されたと推認され、その時点では、当該期間は過年度納付により保険料を納付できた期間である。

また、申立人は、国民年金手帳記号番号が払い出された後の昭和 52 年 10 月に 50 年 1 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料を過年度納付しており、申立期間以降に未納は無く、納付意欲が高かったと認められることから、49 年 10 月から同年 12 月までの期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

2 申立期間のうち、昭和45年3月から49年9月までの期間について、 申立人の国民年金手帳記号番号は、上記1のとおり、昭和52年1月頃 に払い出されたと推認され、その時点では、当該期間は時効により国民 年金保険料を納付できない期間である上、申立人は特例納付により保険 料を納付した記憶は無いとしている。

また、申立人が現在所持している年金手帳は、昭和49年11月以降に使用されている様式のもので、申立人は当該年金手帳以外に別の年金手帳の交付を受けていないとしていることから、別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情が見当たらない上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間のうち昭和 45 年 3 月から 49 年 9 月までの 国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書 等)は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見 当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち、 昭和49年10月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたも のと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年4月から42年3月までの期間、52年1月から同年3月までの期間、56年4月から同年9月までの期間、56年4月から同年9月までの期間、59年4月、60年9月から同年12月までの期間及び平成元年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年4月から42年3月まで

- ② 昭和52年1月から同年3月まで
- ③ 昭和56年4月から同年9月まで
- ④ 昭和59年4月
- ⑤ 昭和60年9月から同年12月まで
- ⑥ 平成元年 11 月
- ⑦ 平成14年5月
- ⑧ 平成14年7月
- ⑨ 平成 15 年 2 月

私は、Aに勤めていた時の社長の奥さんが国民年金の加入手続をしてくれて国民年金保険料を納付してくれた。結婚してからは主人がB市で C店を開業したが、市役所に勤務の主人の同窓生に「国民年金なんて納めてももらえない。」と言われたことから、しばらく保険料を納付しなかった。その後市役所から督促が来たため保険料を納付した。昭和 53年頃から 55年頃までの期間は集金に来た年配の男性に、その後平成元年頃までは女性の集金人に、当該年度分と未納となっていた期間の保険料を夫婦二人分納付したので、申立期間①から⑨までの期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録によると、申立期間①直前の昭和40年4月から41年3月までの国民年金保険料は、41年3月23日にまとめて納付されている。当該期間の納付記録は、平成23年3月23日

に追加記録として記録されており、行政の記録管理に不備があったと考えられ、申立期間①についてもまとめて納付している可能性は否定できない。

また、申立期間①前後の期間の国民年金保険料は納付済みであり、申立人が、12 か月と短期間である申立期間①の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

2 申立期間②から⑥までの期間について、申立人が、それぞれ1年未満 と短期間である申立期間②から⑥までの保険料を納付できなかった特段 の事情は見当たらない。

また、申立期間④については、オンライン記録により申立人は、平成5年6月1日に、申立期間④を含む昭和58年7月から60年3月までの全額免除期間を一括で保険料の追納申出をしていることが確認できるにもかかわらず、オンライン記録では申立期間④の前後の期間である58年7月から59年3月までの期間及び59年5月から60年3月までの期間だけが納付済みとなっており、不自然である。

さらに、申立人に係る国民年金記録について、平成元年9月がB市の 国民年金被保険者名簿では未納とされているにもかかわらず、オンライン記録では納付済みとなっており、行政機関側の記録管理に不備が認められる。

加えて、申立期間②から⑥までの期間について、申立人が一緒に国民 年金保険料を納付したとするその夫の保険料は、全て納付済みとなって いる。

3 申立期間⑦から⑨までの期間について、申立人が当該期間の保険料を 納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに 保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、国民年金の事務処理については、昭和 59 年 2 月以降は記録管理業務がオンライン化され、電算による納付書作成、領収済通知書の光化学文字読取機(OCR)による入力等、事務処理の機械化が図られた上、平成 9 年 1 月に基礎年金番号制度が導入されており、申立期間において記録漏れや記録誤り等の生じる可能性は極めて低くなっていると考えられる。

4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち申立期間①から⑥までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年1月から同年3月までの期間及び 52 年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年4月から46年3月まで

② 昭和51年1月から同年3月まで

③ 昭和52年1月から同年3月まで

申立期間①について、私は 20 歳の頃、A会社に住み込みで勤務していたところ、会社の社長に国民年金の加入を勧められた。社長から「国民年金に加入してよいか。」と聞かれ「よいですよ。」と答え、「給料から引いておくがよいか。」と聞かれたので「大丈夫です。」と答えた記憶が鮮明にある。国民年金の加入手続は会社が行いその後は給料から保険料が引かれ、会社が保険料を納付していた。

申立期間②及び③について、昭和 46 年末頃に会社を退職後は自分で 国民年金保険料を近くの金融機関で納付し、後に口座振替により保険料 を納付した。

申立期間①、②及び③の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②及び③について、申立人は、申立期間②及び③の国民年金 保険料を金融機関で納付したとしている。これについて、申立人は申立 期間②及び③の前後の国民年金保険料が納付済みとなっている上、申立 人がそれぞれ3か月と短期間である申立期間②及び③の国民年金保険料 を納付できなかった特段の事情は見当たらない。 2 申立期間①について、申立人は、会社の社長に国民年金への加入を勧められ、会社が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は給料から引かれていたと申述しているが、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したとするその社長は既に他界しているため証言が得られず、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 46 年 5 月頃一緒に勤務していた社長の息子と連番で払い出されたと推認され、その時点では、申立期間①は過年度納付により納付可能な期間であるが、当該息子のオンラインの納付記録も国民年金に加入した 45 年 11 月から 46 年 3 月までの期間は未納で、納付され始めたのは、申立人と同じ 46 年 4 月からと記録されている上、申立人は 20 歳になった 44 年 * 月頃に社長から「国民年金に加入して良いか、給料から引いておくけど良いか。」と聞かれたと申述しており、加入時点において遡って保険料を納付した事情はうかがえない。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す 関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付したこ とをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和51年1月から同年3月までの期間及び52年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

埼玉厚生年金 事案 6435

第1 委員会の結論

申立期間①について、事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額の記録を2万2,000円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間②に係る標準賞与額の記録については、68万2,000円にすることが必要である。

なお、事業主が上記標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務 を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 20 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年10月1日から41年8月1日まで

② 平成15年12月5日

私は、高校を卒業後、株式会社Aに入社し、60歳の定年まで勤務した。その後、嘱託で 65歳までお世話になった。先日、ねんきん定期便が届いたので見ていたところ、昭和 40年 10月の標準報酬月額が極端に下がっていて、入社時の額を下回っている。こんなことはあり得ないことだと思う。また、平成 15年 12月度の賞与の記録が載っていない。賞与明細書は保管してあったので確認すると、厚生年金保険料が控除されていた。調査をして、記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録では、昭和 40 年 10 月 1 日の定時決定では、申立人の標準報酬月額は 1 万 2,000 円と記録されている。

しかしながら、株式会社Aに係る事業所別被保険者名簿により、同社は、昭和 40 年5月1日の法改正において、申立人の標準報酬月額の記録を2万円で届け出ていることが確認できる。

また、申立人と同期に入社した 41 人を調査したところ、全員、標準

報酬月額が1等級以上上昇していることが確認でき、申立人のみが6等級も減額する理由等は見当たらない。

さらに、昭和 40 年度の春闘妥結による労使協定書の「昇給額配分表」によると、申立人は最低でも 2,140 円以上の昇給が認められることから、申立期間①について、 2万 2,000 円以上の報酬月額であったと推認できる。

一方、株式会社Aの事業所別被保険者名簿の申立人に係る昭和 40 年 定時決定の標準報酬月額の記録は「2」としか判読できず、不鮮明である。

また、当該名簿の「2」の前の昭和 40 年 5 月 1 日の法改正による届出の記録が「20」であり、後の 41 年 8 月随時改定が「30」となっていること等を勘案すると、社会保険事務所がオンライン入力時に誤って「12」と入力したことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、事業主は昭和 40 年 10 月 1 日の定時決定において、申立人の標準報酬月額を 2 万 2,000 円とする旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められることから、申立期間①に係る標準報酬月額の記録を 2 万 2,000 円とすることが妥当である。

2 申立期間②については、申立人から提出された平成 15 年 12 月度賞与 支給明細書により、68 万 2,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険 料を事業主により賞与から控除されていることが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について事業主は、当時の資料は残されていないと回答しており、このほかに関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、 事業主が、賞与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標 準賞与の届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

埼玉厚生年金 事案 6436

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を昭和50年1月10日に訂正し、当該期間の標準報酬月額の記録を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 20 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月10日から同年4月2日まで 私は、昭和50年1月から平成19年5月までA株式会社でB担当とし て勤務した。しかし、厚生年金保険の記録を見ると、50年4月2日が 資格取得日となっている。当時の給与明細書があり、厚生年金保険料が 引かれているのが確認できる。この明細書を提出するので、調査をして、 記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、退職証明書及び給与明細書により、申立人は、申立期間においてA株式会社に継続して勤務し、事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていたことが確認できる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、10万4,000円とす

ることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立人の資格取得日(昭和 50 年4月2日)が、社会保険事務所(当時)の記録(健康保険厚生年金保険被保険者原票)とC基金の記録(異動記録マスター)が一致しており、同基金及び社会保険事務所の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主は、同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年1月から同年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

埼玉厚生年金 事案 6439

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成4年4月1日と認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、平成3年9月は28万円、同年10月から4年3月までは36万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和38年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年9月1日から4年6月1日まで

② 平成4年6月1日から同年11月1日まで

A株式会社に平成2年12月17日に総務課長代理として入社、後に総務部長となり4年5月末まで勤務、その後、同社はB株式会社に社名が変わり、引き続き同年6月1日から同年10月末まで在籍したが、厚生年金保険の記録が3年9月1日までしかない。総務部に在籍したが、自分は社会保険手続には関わっていないので、調査して記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A株式会社の複数の同僚の証言から、申立人は申立期間に同社に継続して勤務していたことが推認できる。

一方、オンライン記録において、A株式会社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成4年1月16日(現在は職権訂正により同年6月16日)の後の同年4月1日付けで、3年10月の定時決定の記録が取り消された上、申立人の同社における資格喪失日が3年9月1日と記録されていることが確認できる。

また、A株式会社の申立期間①における複数の同僚について、申立人と同様に定時決定の取消及び遡及した資格喪失処理が行われており、同社の取締役の一人は「滞納保険料の処理のため、社会保険事務所(当時)と相談して、遡及訂正の手続を行った。」と供述している。

さらに、前述のとおりA株式会社は平成4年1月16日に適用事業所でなくなっているが、商業登記簿謄本の記録等から、同日において、同社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、同社が適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成3年9月1日に 資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該処理に 係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日 は、当該処理の行われた4年4月1日とすることが妥当である。

なお、当該期間の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成3年9月は28万円、同年10月から4年3月までは36万円と訂正することが必要である。

一方、申立期間①のうち平成4年4月及び同年5月については、申立 人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認 できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金 保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間②について、申立人はA株式会社がB株式会社に社名が変わったが、同社に引き続き在籍していたとしているものの、自身が社会保険に未加入であることを知ったので国民年金に加入したと供述している。

また、オンライン記録によると、申立人の平成4年4月分以後の国民年金保険料が同年7月から納付されていることから、申立人の供述内容には信憑性があると認められる。

このほか、申立人はB株式会社に在籍していた最後の3か月について、給与の支払を受けなかったと供述している上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料 を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 6442

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額を、23 万 2,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和45年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月10日

Aから支給された平成19年7月10日の賞与について、事業主により 賞与から厚生年金保険料を控除されている。しかし、年金事務所の記録 によれば、保険料納付の記録が無いため、申立期間の標準賞与額の記録 を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

Aから提出された賃金台帳及び所得税源泉徴収簿により、申立人は、申立期間における厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる賞与に係る保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、前述の賃金台帳等において確認できる保険料控除額から、23 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主 による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届 を社会保険事務所(当時)に届け出ておらず、厚生年金保険料も納付していないことを認めており、その結果、社会保険事務所は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

埼玉厚生年金 事案 6444

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を 53 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 29 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月1日から4年9月30日まで 株式会社Aに勤務した期間のうち、申立期間における厚生年金保険の 標準報酬月額が、実際に受け取っていた給与と相違しているので、正 しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の平成3年 10 月から4年8月までの株式会社Aにおける標準報酬月額については、オンライン記録によると、当初、53 万円(当時の「上限額」)と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった4年9月30日より後の同年10月8日付けで、申立人を含む役員5人全員の標準報酬月額の記録が遡及して引き下げられており、申立人の標準報酬月額は、3年10月に遡及して8万円に記録訂正されていることが確認できる。

また、株式会社Aの登記簿謄本により、申立人は当該訂正処理が行われた当時、同社の取締役であったことが確認できるが、従業員の一人は「申立人は営業担当役員だった。」と供述しており、他の従業員も「経理担当役員が厚生年金保険事務を行っていた。」と供述している上、申立人は資格喪失日の翌日(平成4年10月1日)において、新たな勤務先の厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、申立人が当該訂正処理に関与したとは考え難い。

さらに、株式会社Aのリース契約の保証をしていた取引会社社長は、 「株式会社Aの不渡り倒産後、行方不明であった事業主と連絡が取れ、事 後処理ができた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、かかる処理を 行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、 有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報 酬月額の記録を、事業主が当初届け出た 53 万円に訂正することが必要と 認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 5 月から 53 年 3 月までの期間及び 58 年 12 月から 60 年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと 認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和22年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年5月から53年3月まで

② 昭和58年12月から60年9月まで

私が昭和 50 年 5 月頃に転職した会社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったので、自分でA市役所に行き国民年金に加入した。保険料は既に国民年金に任意加入していた妻が納付していた。58 年 12 月頃に自営で有限会社Bを始めた時も、私が市役所で国民年金の加入手続をし、保険料は妻が夫婦二人分を一緒に納付したはずである。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和 50 年 5 月頃にA市役所に行き、 国民年金の加入手続をし、保険料は既に国民年金に任意加入していたそ の妻が申立人の分と一緒に納付していたとしている。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該手帳記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和53年11月頃に払い出されたと推認され、その時点からすると、申立期間①のうち50年5月から51年9月までは時効により保険料を納付できない期間であり、同年10月から53年3月までは遡って保険料を納付できる期間であるが、申立人の保険料を納付したとするその妻は、遡ってまとめて納付したことは覚えておらず、保険料の納付状況は不明である。

2 申立期間②について、申立人は、昭和58年12月頃に自営で有限会社 Bを始めた時、市役所で国民年金の再加入手続をし、その妻が保険料を 納付したはずであるとしている。

しかしながら、A市の国民年金被保険者名簿により、申立人は昭和60年10月15日に58年12月1日付けで国民年金被保険者資格を再取得していることが確認され、再取得時点からすると申立期間②は遡って保険料を納付できる期間であるが、その妻は保険料を遡ってまとめて納付したことは覚えておらず、保険料の納付状況は不明である。

- 3 さらに、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したこと を示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付 したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に 判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付してい たものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年12月から平成11年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和38年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年12月から平成11年11月まで

私は国民年金に未加入だった平成 11 年頃に、テレビで国民年金を特集していた番組を見ていたところ、国民年金保険料の納付が義務になったとのことであったので、テレビで見た社会保険庁(当時)の連絡先に電話をし、担当者からそれまで納めていなかった保険料を一括で納付する金額を教えてもらい、70 万円以上の保険料を銀行口座に振込みをした。その後1か月もたたないうちに、同じ担当者から納付した金額が足りないと言われ、不足金30万円以上を同じ口座に振り込んだ。平成21年12月頃に届いた「ねんきん定期便」の納付記録で、私が一括で納付したはずの申立期間の保険料が未納となっていた。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 11 年頃に国民年金に加入し申立期間の保険料をまとめて納付したとしているが、オンライン記録により申立人の基礎年金番号は14年1月15日に付番されていることが確認でき、その時点からすると申立期間は時効により保険料を納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、国民年金の事務処理については、昭和 59 年2月以降は記録管理 業務がオンライン化され、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式 文字読取機(OCR)による入金等、事務処理の機械化が図られた上、平成9年1月に基礎年金番号制度が導入されており、申立期間において記録漏れや記録誤りの生じる可能性は極めて低くなっていると考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和30年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から60年3月まで

私は、昭和 60 年当時、国民年金保険料の未納期間が1年半くらいであったことを記憶している。保険料については、「A」で受け取った5万円くらいにいくらかを加えた金額を母に渡し、昭和 60 年に母が代理で姉の分と一緒に納付したはずである。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母が申立人の国民年金保険料の納付を行ったとしているが、その母からは具体的な証言が得られず、保険料納付の状況が不明である。

また、申立人は、今までに交付された国民年金手帳は1冊だけだとして おり、上記のとおり申立人の保険料納付状況は不明である上、当委員会に おいてオンラインの氏名検索等により調査した結果でも申立人に別の国民 年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の保険料をその姉の分と一緒に母が納付していたとしているが、その姉の保険料の昭和57年4月から59年3月までは、未納となっており、申立人の申述と相違する。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 4 月から 54 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 28 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から54年12月まで

父は、国民年金を受給し始めた昭和 55 年1月頃、A市役所で私の国民年金の加入手続を行った。その時、20 歳からの未納分を納めないと加入できないと言われ、5年9か月分をまとめて納付したことを5年くらい前に父から聞いている。領収書や国民年金手帳は交付されなかったようだ。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父が申立人の国民年金の加入手続を行い、20 歳から未納であった5年9か月分の保険料をまとめて納付したとしているが、申立人の加入手続及び保険料納付をしたとするその父は、高齢であるため事情を聴取することができず、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和 55 年1月頃に払い出され、その時点では、申立期間のうち 49 年4月から 52 年9月までは時効により保険料を納付できない期間であり、同年 10 月から 54 年 12 月までは遡って納付できた期間であるが、上記のとおり申立人の保険料納付状況が不明である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査した結果でも申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 55 年1月頃は、第3回特例納付の実施期間中であったが、申立人の特殊台帳には、特例納付の記録は無い上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 10 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和26年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月から52年3月まで

私はA区役所からの連絡で、昭和47年10月からの国民年金保険料の納付を忘れていることに初めて気がつき、54年頃に、勤務していたB店の店主から10万円を借り、47年10月から52年3月までの保険料をまとめて、A区役所で8万数千円を納付した。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を昭和 54 年頃にまとめて納付したとしている。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 54 年1月頃に払い出されたと推認され、その時点からすると申立期間のうち 51 年9月以前は時効により保険料を納付できない期間である。オンライン記録では、52 年4月から 54 年3月までの2年間の保険料が納付済みとなっており、申立人が 54 年頃に納付したとする8万数千円の保険料額とほぼ一致することから、申立人がまとめて納付した期間は、当該期間の保険料であったと考えるのが自然である。

また、申立人は今までに交付された国民年金手帳は1冊だけだとしており、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査した結果でも申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連 資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料の納付をうかがわせ る周辺事情も見当たらない。 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 16 年 12 月から 17 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和59年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月から17年3月まで

申立期間当時、私は専門学校に在学していたが、平成 17 年4月に就職することになり、申立期間の国民年金保険料を母がA銀行B支店でまとめて納付したはずである。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、申立人は専門学校に在学していたが、平成 17 年4月に 就職することになり、申立期間の国民年金保険料をその母がA銀行B支店 でまとめて納付したとしているが、その母の保険料の納付時期などの記憶 が明確ではなく、同行同支店では 16 年及び 17 年の現金による税金等の収 納データは保管していないと回答していることから、保険料の納付状況が 不明である。

また、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連 資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付し ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、平成 14 年4月に保険料収納事務が国に一元化されたことに伴い、磁気テープに基づく納付書の作成・発行・収納機関からの納付通知の電子的実施等、事務処理の機械化が進められており、同年以降は記録漏れや記録誤りの生ずる可能性が極めて低くなっていると考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年7月から62年3月までの期間及び62年4月から63年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和39年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年7月から62年3月まで

② 昭和62年4月から63年6月まで

私は、20歳になった昭和59年*月時点では国民年金に加入しておらず、大学を卒業した62年4月頃に、祖母又は母から国民年金について聞かされ、A市役所で国民年金の加入手続を行った。その際、国民年金保険料Bを20歳まで遡って納付できることを知り、申立期間①については、後日、厚い納付書の東が自宅に届き、それを用いて毎月1か月分ずつ、数年かけて保険料を納付し、また、それと一緒に加入時点となる62年4月からの保険料も毎月納付していたため、国民年金加入時点から申立期間①の保険料納付が完了するまでは、毎月2か月分の保険料を納付していた。申立期間①及び②の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 62 年4月頃にA市役所で国民年金の加入手続を行い、 その際、20 歳まで遡って国民年金保険料を納付できることを知り、申立 期間①の保険料は、その加入時点から毎月1か月分ずつ、申立期間②を含 む当月分の保険料と一緒に数年かけて納付したとしている。しかしながら、 申立人は、申立期間①の保険料についてはB市に転居後も納付を行ってい たとしているが、戸籍の附票によると、申立人は平成6年3月にB市へ転 居した記録となっており、その時点では、当該期間は時効により保険料を 納付できない期間であり、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者

の資格取得時期から、平成2年8月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間①及び②は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人は国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年9月から8年3月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和50年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年9月から8年3月まで

申立期間について、私は、学生だったため保険料は未納となっていたが、平成8年3月に卒業し、同年4月に就職してから1年か2年ほどたった頃に、保険料の未納の通知が自宅に届いた。平日は仕事をしているため、その通知を持って時間外か土曜日に、A市役所に出向いた。市役所ではいつもの窓口ではなく、長テーブルが用意されていたように記憶している。納付した保険料額については、8万円ほどであったと思う。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は平成8年4月に就職し、その1年から2年後に未納となっていた国民年金保険料の通知が届いたため、A市役所の時間外か土曜日に保険料を納付するため出向き、8万円ほどの保険料を遡って納付したとしている。しかしながら、A市役所では過年度の保険料の納付は扱っていないとしており、申立人の申述は当時の取扱いと符合しない。

また、申立人の国民年金保険料を納付したのは平成8年4月から1年から2年後であると申述しているところ、国民年金の事務処理については、昭和59年2月以降は記録管理業務がオンライン化され、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機(OCR)による入力等、事務処理の機械化が図られた上、平成9年1月に基礎年金番号制度が導入されており、保険料を納付したと申述する時期において記録漏れや記録誤り等の生じる可能性は極めて低くなっていると考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連 資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付したことをう かがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 4571

第1 委員会の結論

申立人の平成 12 年 7 月から 13 年 2 月までの期間及び 15 年 4 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和55年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成12年7月から13年2月まで

② 平成15年4月から同年6月まで

私は、申立期間①及び②について、平成17年から18年頃にかけて1回、自分の預貯金通帳から20万円ほど引き出して20万円ほどの国民年金保険料を一括納付した。申立期間①及び②の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②について、平成17年から18年頃にかけて1回、申立人の預貯金通帳から20万円ほど引き出して20万円ほどの国民年金保険料を一括納付したとしている。しかしながら、申立期間①及び②に係る国民年金保険料の合計金額は14万6,300円であるところ、申立人提出の預貯金通帳によると、17年8月17日に20万円が引き出されており、申立人も、当該日に保険料を納付したと思うとしているものの、その時点では、申立期間①及び②は、時効により保険料を納付できない期間である。

また、オンライン記録によると、平成 15 年 7 月から 16 年 3 月までの保険料(11 万 9, 700 円)が、17 年 8 月 17 日に納付されていることから、申立人の一括納付したとする記憶は、当該期間の保険料であったと考えるのが自然である。

さらに、国民年金の事務処理については、昭和 59 年2月以降は記録管

理業務がオンライン化され、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機(OCR)による入力等、事務処理の機械化が図られた上、平成9年1月に基礎年金番号制度が導入されており、申立期間①及び②において記録漏れや記録誤り等の生じる可能性は極めて低くなっていると考えられる。

加えて、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを 示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付した ことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 4572

第1 委員会の結論

申立人の平成 17 年 11 月及び同年 12 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和51年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年11月及び同年12月

私は、平成18年2月頃、A区役所から17年10月から同年12月までの保険料が未納であるとの通知を受けたので、直接、同区役所に出向いて担当の職員に相談し、その場で、4万5,000円ほどを同区役所の窓口で納付した。17年10月分の保険料は納付されているのに、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 18 年 2 月頃、未納があるとの通知を受けたので、申立期間を含む 17 年 10 月から同年 12 月までの保険料をA区役所の窓口で一括納付したとしているが、14 年 4 月以降、国民年金保険料の収納事務は市(区)町村から社会保険庁(当時)に移管されており、A区役所は、申立期間当時、同区で保険料の収納事務は行っていないとしていることから、申立期間の保険料納付状況が当時の取扱いと符合しない。

また、国民年金の事務処理については、昭和 59 年 2 月以降は記録管理業務がオンライン化され、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機(OCR)による入力等、事務処理の機械化が図られた上、平成9年1月に基礎年金番号制度が導入されており、申立期間において記録漏れや記録誤り等の生じる可能性は極めて低くなっていると考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連 資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付し ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和28年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月頃から昭和55年2月末まで 国(厚生労働省)の記録では、A株式会社に勤務していた71か月間が欠落している。給与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、 当該期間についても被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間についてB町にあったA株式会社に勤務していたとしているところ、同社に係る雇用保険の被保険者記録から申立期間のうち昭和52年3月16日から55年2月9日まで勤務していたことが認められる。

しかしながら、A株式会社は健康保険厚生年金保険の適用事業所とはなっておらず、法人登記簿謄本に記載されていた代表取締役及び同社役員は、オンライン記録によれば、申立人が勤務していた期間において、両人とも国民年金に加入し、保険料も納付していること、厚生年金保険の被保険者記録が無いことが確認できる。

また、同社代表取締役に照会を行ったところ、回答を得られず、申立人が記憶している当時の同僚についても、申立人は死亡していると供述している上、ほかの同僚についても所在が確認できないことから、当時の状況を確認することができない。

さらに、申立人も給与明細書等を所持しておらず、このほか、申立人の 申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び 周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事 業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂 正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年4月1日から13年1月1日まで 私は、A所を退職した後、平成12年4月から嘱託員として、B所で 1年、C地のD所等で合計5年勤務した。年金事務所から記録確認の文 書が届いたので、自分が記入した「記録書」と突き合わせたところ、申 立期間の標準報酬月額が異なっていた。控除された厚生年金保険料の金 額から標準報酬月額の金額が間違っていることは確かなので、調査をし て、記録を直してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、資格取得時の平成 12 年4月から同年9月までの期間については、申立人が保管する「記録書」により、標準報酬月額(24 万円)に基づく厚生年金保険料(2万820円)が事業主により給与から控除されていたことがうかがえ、オンライン記録によれば、平成 13 年 3 月 26日に資格取得時(平成 12 年 4 月 1 日)に遡って標準報酬月額(24 万円)が 22 万円に減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、申立人の「記録書」によれば、勤務半年後の平成 12 年 10 月分の給与からは、申立人の通勤手当が 3 万 2,280 円から 2 万 4,611 円に減額され、当該期間における標準報酬月額は 22 万円に相当すると推認できる。

これについて申立人は、当時通勤ルートの変更も無く通勤手当の減額理 由が分からないとしている一方、申立人は、申立期間において、A所の嘱 託員として勤務した旨供述しているところ、申立事業所等を所管するA所 人事部は「当時の資料が残されていないため不明である。」と回答しているものの、A所の「E規定」によれば、当該事業所が申立人の資格取得時における通勤手当に関し、本来、申立人の勤務形態(嘱託員は、原則1か月16日勤務)では、嘱託員採用時から毎月の回数券使用に相当する額を支払うこととなっているところ、前述の「記録書」により誤って定期券使用に相当する額を支払ったことがうかがえることから、A所は前述のとおり平成12年10月分の給与支給時点以降、申立人の勤務形態に基づく見直しを行うとともに、13年3月26日に、嘱託員に採用された12年度当初に遡及して取得時の標準報酬月額の訂正の届出を行ったと推認できる。

また、日本年金機構F年金事務所は、「当時の届書等の資料は保管されておらず、不明である。」と回答しているが、申立人への当該訂正処理についてG事務センターに確認したところ、同事務センターから、「申立人のオンライン記録のように、資格取得時に遡及して標準報酬月額が変更となっている場合、当初届け出ていた資格取得届及び定時決定時の報酬について、後日事業所において固定的賃金や手当の算入漏れ(又は明らかな計算誤りがあった場合)等が判明し、事業主からの届出に基づき、社会保険事務所(当時)において、被保険者が資格を取得した際の標準報酬月額についての決定方法が定められている厚生年金保険法第22条により、その理由及び事実の確認を行い決定したもの(定時決定は厚生年金保険法第21条により報酬を決定)であり、申立人の場合も同様の手続と考えられる。」との回答が得られた。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正 を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和23年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年8月21日から43年4月1日まで

国の記録によると、A株式会社における厚生年金保険被保険者期間は19 か月しか無いが、当該事業所を退職してすぐにB所で働き、国民年金の加入手続をしてもらった。国民年金加入日(昭和 43 年 4 月 9 日)直前までの約3年間A株式会社に勤務し、厚生年金保険料を控除されていたはずである。

当該記録には納得がいかないので、第三者委員会で調査の上、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間について、A株式会社に勤務していたと申し立てているが、オンライン記録により、当該事業所は昭和 45 年 7 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主も他界していることが確認できることから、申立人の勤務実態、保険料控除等について確認することができない。

また、申立人が仕事を教わったと記憶している同僚は、オンライン記録においては、当該事業所における厚生年金保険被保険者記録が確認できないため照会することができなかったことに加え、昭和 41 年 8 月頃から 43 年 4 月頃に当該事業所において厚生年金保険被保険者記録を有する同僚 7 人に照会し、そのうちの 4 人から回答が得られたものの、いずれも申立人の申立期間における勤務実態等について具体的に記憶している者はいない。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人の厚生年金 保険被保険者資格取得日及び喪失日はオンライン記録と一致しているほか、 申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連 資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 6440 (事案 2017 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和8年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年1月から34年1月23日まで 社会保険庁(当時)の記録では、A株式会社(現在は、株式会社B) における厚生年金保険被保険者の資格取得日が昭和34年1月23日となっているが、同社には32年1月から勤務しており、被保険者期間が24か月空白となっている。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が所持する永年勤続表彰状及び雇用保険の被保険者記録(資格取得日は昭和32年4月20日)から、申立人は、昭和32年からA株式会社に勤務していたことが認められるものの、同社は当時の資料を保管しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できず、申立人は、申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたか否かについては、「覚えていない。」としている上、複数の同僚は、自身が記憶する入社日と社会保険庁における厚生年金保険の被保険者資格取得日とは一致しておらず、また、「新入社員は給与が低額であるために手取り分を増やすため、事業主と合意の上で厚生年金保険に加入しなかった。」と供述している同僚もいることなどから、既に当委員会の決定に基づく平成21年11月16日付け年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

申立人は、今回の再申立てに当たり、申立事業所の勤続表彰状があるので申立期間に勤務していたことは明らかであり、上記通知に納得がいかないとして申し立てているが、申立人は、新たな資料等を提出することなく、申立期間について再申立てをしており、委員会の当初の決定を変更すべき

新たな事情は認められない。

このほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和55年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年3月3日から同年9月6日まで

平成 12 年 3 月に休業した有限会社 A から厚生年金保険料の支払が困難であるため、社会保険か国民年金かどちらか選んでほしいと言われた。社会保険を選択し、健康保険料を平成 12 年 3 月分から同年 9 月分まで納め続けたので、この期間の年金記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録及び事業主の供述により、申立人が申立期間に継続して有限会社Aに勤務していたことが確認できる。

しかしながら、事業主は、同社は平成12年3月から14年2月までは経営状態が悪く、休業していたと供述しており、オンライン記録によると、当該期間において厚生年金保険の適用事業所となっていないことが認められる上、同事業主は、申立期間について申立人の給与から保険料控除は行っていないとしている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事 業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月頃から51年4月頃まで

昭和48年10月頃、株式会社A(現在は、株式会社Bに入社した。先輩に業務内容の指導を受けた後、6か月間業務に専念し技術を学んだ。その後C市にあるDで42日間の教育を受け、Aに戻り、51年4月頃まで同社に勤務していたが、厚生年金保険の記録が無いことに納得できない。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人は株式会社Aに昭和48年7月10日から50年11月3日まで勤務していたことが確認できる上、複数の同僚も「申立人は、期間は特定できないが同社に勤務していた。」と供述している。

しかしながら、株式会社Aは、申立期間当時の資料が無いことから、申立人の勤務実態及び保険料控除等については不明であるとしているが、「当時は、雇用保険は全ての従業員に加入させたが、厚生年金保険は本人の希望により加入させた。」と回答している上、同僚のうちの一人は、「当時、社員全員が厚生年金保険に加入していたかは不明である。」と供述している。

また、申立人及び申立人が記憶していた同僚のうちの一人も、株式会社 Aに係る事業所別被保険者名簿に氏名は無く、整理番号に欠番も無い。

さらに、F基金における申立人の加入記録は無く、G組合及び国民健康保険の加入についても、書類の保存期限経過のため、申立人の加入について確認できない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 6445 (事案 714 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年5月1日から37年11月1日まで

② 昭和42年6月26日から44年7月11日まで

申立期間①については、昭和 35 年 5 月 1 日に株式会社 A (現在は、株式会社 B) に入社し、兄三人は同日付けで厚生年金保険に加入しているにもかかわらず、私は 37 年 11 月 1 日から加入したことになっている。

申立期間②については、昭和 41 年2月1日に株式会社Aに再入社し、44 年7月 11 日に株式会社Cに入社するまで継続して勤務したが、42 年6月 26 日から 44 年7月 11 日まで厚生年金保険の加入記録に空白がある。

なお、昭和 42 年 8 月 1 日から 44 年 7 月 11 日まで D株式会社 E 工場の厚生年金保険に加入しているが、同社では F 設備の管理を月 1 回行っており、常勤扱いにしないと行政に設備管理者として届出ができないため厚生年金保険に加入したものである。当該期間については、株式会社 A と D株式会社から二重に報酬を受けていた。

両申立期間について、前回の申立てでは認められなかったが、今回、 事業主の上申書を証拠として再申立てをする。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る申立てについては、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができず、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 3 月 9 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、現事業主、現事業主の妻及び申

立人の兄二人の署名のある「上申書」を提出しており、同書では、株式会社Aは、申立人の給与から厚生年金保険料を控除し、会社として同保険料を行政官庁に納付したとし、当時の標準報酬月額及び厚生年金保険料額も具体的に記載されているが、現事業主は、「当時の担当者は死去しており、記録も残っていない。申立てどおりの届出、申立期間における給与からの厚生年金保険料の控除及び当該保険料の納付についてはいずれも不明。」と回答している。

また、当委員会で再度確認した結果、申立期間①については、株式会社Aにおける申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人は、昭和37年11月1日に資格取得していることが確認できる上、厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿により、当該事業所における申立人の厚生年金保険被保険者記号番号は、申立人の資格取得時(昭和37年11月1日)に、申立人の母親(昭和37年11月1日資格取得)と連番で新規に付番(昭和37年11月30日払出し)されていることが確認できる。

さらに、申立期間②については、株式会社Aにおける申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人は、昭和 42 年 6 月 26 日に資格を喪失していることが確認できる上、D株式会社E工場における申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、株式会社Aと同じ記号番号で同年 8 月 1 日に資格を取得し、44 年 7 月 11 日に資格を喪失していることが確認できる。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。